

令和4年9月23日(金)

ご利用者様
ご家族様 各位

デイサービスいきいきいき
管理者 萩野谷 幸太
TEL:029-296-3360

ご利用料に関するお知らせ

秋分の候、皆様におかれましては益々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、当施設の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この度令和4年10月1日より、下記の通り新たに加算内容の追加をさせていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、誠に申し訳ございませんが、介護保険の自己負担額が増額することとなります。

今後もより良い介護サービスを提供し、皆様方にご満足していただけるよう努める所存ですので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 介護職員等ベースアップ等支援加算

算定開始日	令和4年10月1日～
対象の方	要介護、要支援の方
加算率	1. 1%(区分支給限度基準額管理の対象内のサービス単位数に対して)
加算の説明	介護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置として実施されます。 本加算は、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目です。

2. 3%加算(感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算)

算定開始日	令和4年10月1日～(最長6か月)
算定終了日	算定期間中に月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数(以下「算定基礎」という。)から5%以上減少しなかった場合、当該月の翌月までで加算の算定を終了します。
対象の方	要介護の方
加算率	3%(区分支給限度基準額管理の対象内のサービス単位数に対して)
算定要件	減少月の利用延人員数が、算定基礎より、5%以上減少している場合に減少月の翌々月から3月以内(延長を含めると最長6か月)に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算できます。
加算の説明	感染症又は災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に適用できる、基本報酬に対する3%の加算です。 本加算は、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目です。

以上